



島根県報

平成24年10月2日（火）

号外 第 140 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第547号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考	
		区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員			延 長
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地 先から同市古志原六丁 目976番12地先まで	前	A	メートル 7.30～ 23.80	メートル 1,235.63	松江県土整備 事務所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	7.30～ 23.80	1,235.63	
			後	B	17.50～ 45.59	1,251.03	

島根県告示第548号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江島根線	松江市西川津町628番6地先から同町748番52地先まで	メートル 106.00	平成24年 10月2日	松江県土整備 事務所	
〃	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1064番4地先から同番1地先まで	33.00	平成24年 10月2日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	江津市桜江町谷住郷1081番3地先から同地先まで	30.00	平成24年 10月2日		
〃	〃	江津市桜江町谷住郷1176番4地先から同番1地先まで	79.00	平成24年 10月2日		
〃	〃	江津市桜江町谷住郷1193番1地先から同1198番3地先まで	102.00	平成24年 10月2日		
〃	〃	江津市桜江町谷住郷1295番地先から同1307番4地先まで	112.00	平成24年 10月2日		